

別紙 1 < 重度訪問介護利用料金表(利用者負担金) >

_____現在、当事業所が取得している加算は、
_____地域区分 7 級地 _____ になり、1 単位=10.18 円となります。

1 介護給付の自己負担額と軽減について

利用者負担の基本となる時間は、個別支援計画に定められた目安の時間を標準とします。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護 または低所得	生活保護受給世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円(注 1)未満) 注 1；収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。	9,300 円
一般 2	市町村民税非課税世帯のうち、上記「一般 1」以外	37,200 円

2 重度訪問介護サービス費

サービス提供時間	単位	自己負担額
1 時間未満	186	189
1 時間～1 時間 30 分未満	277	281
1 時間 30 分～2 時間未満	369	375
2 時間～2 時間 30 分未満	461	469
2 時間 30 分～3 時間未満	553	562
3 時間～3 時間 30 分未満	644	655
3 時間 30 分～4 時間未満	736	749
4 時間～8 時間未満	821 に 30 分ごとに+85	838 円+30 分ごとに 86 円
8 時間～12 時間未満	1505 に 30 分ごとに+85	1,536 円+30 分ごとに 86 円
12 時間～16 時間未満	2184 に 30 分ごとに+81	2,229 円+30 分ごとに 82 円
16 時間～20 時間未満	2834 に 30 分ごとに+86	2,893 円+30 分ごとに 87 円
20 時間～24 時間未満	3520 に 30 分ごとに+80	3,593 円+30 分ごとに 81 円

※上記金額は、介護員 1 人の料金となります。2 人介護員が必要な場合は、ご契約者様の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金を加算します。

< 2 人の訪問介護員でサービスを行う場合の例 >

- 体重の重い方に対する入浴介助の重介護サービスを行う場合
- 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

3 加算料金

平常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の加算について

加算名	時間	加算率
早朝帯加算	午前 6 時～午前 8 時	25%加算
夜間帯加算	午後 6 時～午後 10 時	25%加算
深夜帯加算	午後 10 時～午前 6 時	50%加算

4 給付対象とならないサービス

(1)交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただく場合があります。

(2)キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

申し出の時間帯	金額
利用予定日の前日 17:00 まで	無料
利用予定日の前日 17:00～当日 8:00 まで	250 円
利用予定日の当日 8:00 以降	交通費+500 円

※交通費・・・当事業所から利用者様宅までの往復距離×25 円

5 利用料金のお支払い方法

料金は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求書が届きましたら 10 日以内に以下のア、イ、ウのいずれかの方法でお支払い下さい。ただし、口座振替の場合は、翌月 27 日に自動引き落としになります。（振替日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日が振替日となります。）

ア. 下記指定口座への振込み 百五銀行 佐那具支店 普通 265292 有限会社 伊賀家政婦紹介所
イ. 現金持参
ウ. 口座振替

(令和 6 年 6 月 1 日)
有限会社伊賀家政婦紹介所